

## 第 511 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 11 日 ( 月曜日 ) 午後 1 時 25 分 ~
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1  
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 B C
- 3 出席者
- |         |  |
|---------|--|
| 公益代表委員  | 片 山 裕 之<br>岡 山 一 郎<br>益 田 佐和子<br>横 山 純 子<br>米 山 毅一郎  |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>高 山 伸 男<br>西 崎 知 佳<br>村 上 達 哉  |
| 使用者代表委員 | 鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗<br>山 本 哲 司   |
| 事務局     | 岡山労働局長 森 實 久美子<br>労働基準部長 政 木 隆 一<br>賃 金 室 長 三 村 典 代<br>賃 金 指 導 官 中 本 弘 一<br>監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩<br>労 災 補 償 監 察 官 木 村 弘 之 |

## 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 511 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は公開にて行いますが、傍聴の申込みはございませんでした。

定足数についてご報告申し上げます。本日は使用者側委員の石黒委員が欠席でございますが、他の委員 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

- ( 1 ) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- ( 2 ) 特定最低賃金額審議について
- ( 3 ) 今後の審議日程について
- ( 4 ) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

益田会長

皆様、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

では、付議事項( 1 )特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、事務局から説明してください。

三村室長

事務局より説明させていただきます。資料 1「特定最低賃金専門部会の審議状況(令和 6 年度)」をご覧ください。

今年度の岡山県特定最低賃金の審議にあたっては、設定されている 7 業種ごとに改正決定の必要性の有無の段階から専門部会を設置し、公労使によりそれぞれの産業の実情を踏まえた丁寧な審議が行われました。

各専門部会での審議の結果、耐火物製造業、鉄鋼業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の 6 業種につきましては、全会一致で「改正決定の必要性あり」で結審となりましたが、各種商品小売業については、資料 2 の専門部会報告書のとおり、全会一致に至りませんでした。事務局からは以上です。

益田会長

ただいま事務局から、改正決定の必要性の有無にかかる審議結果について説明がありました。説明のとおり、各種商品小売業

は、全会一致の議決に至らなかったとの報告書を部会長からいただいています。

各委員には報告書の写しが配布されておりますが、改めまして各種商品小売業最低賃金専門部会の片山部会長代理から、審議経過について報告をお願いします。

片山部会長代理

それでは、部会長代理の私から報告させていただきます。

各種商品小売業の専門部会は、必要性の有無にかかる審議を2回開催いたしました。審議にあたっては、基礎調査結果等の関係資料、岡山県内の当産業の現状、労使双方の意見等に基づいて、丁寧な議論が行われましたが、労使の間で意見の相違があり、全会一致に至らず、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性ありとの結論に達し得なかったとして決議されましたので、専門部会として、報告書を提出することといたしました。以上です。

益田会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から報告文を読み上げてください。

三村室長

報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の代読)

益田会長

改正決定の必要性の有無については、2回にわたる専門部会において、丁寧な審議が行われ、専門部会報告に至ったものです。

本日は、この専門部会報告を踏まえ、改めて本審において、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行いたいと思います。

すぐに労使委員のご意見をお伺いしてよろしいでしょうか。打ち合わせはよろしいでしょうか。

(労使委員から必要なしの声あり)

益田会長

それでは、まず労働者側委員のご意見をお願いします。

浅山委員

各種商品小売業最低賃金の対象事業所につきましては、ただ商品売るだけではなく、プラスアルファの付加価値を付けたサービスを、ご来店されるお客様全員に提供していくことが産業の使命です。新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期にも、エッセンシャルワーカーとして衣・食・住に関わる商品提供を止

めてはいけないと、感染症対策を労使で行いながら働いてきました。人がその街で暮らしている以上は、お店で衣・食・住に関わる商品提供をしないということ、安定的に商品売るという産業は決してなくなることはないと思っています。

これからは地域の特性を活かした営業スタイル、接客の技術、時代にあったサービスの提供が非常に重要となってきます。この産業で働く人、人材確保が重要となってきます。年々労働人口が減少していますが、人件費をはじめとするコストもかけながら、優秀な人材を確保し、採用し、この産業に定着させていくことが急務であると考えています。労働組合がある企業では、私たちのように労使で賃金やその他の労働条件について話をする場はありますが、労働組合のない企業もあります。この特定最低賃金審議会が、労働組合のない、この産業に関わる皆さんの実質的賃上げの交渉の場となっています。

残念ながら、本年の各種商品小売業最低賃金につきましては、岡山県最低賃金に2年連続で埋没してしまって、今年は金額改定の必要性なしということが専門部会で決定されています。各種商品小売業においても、賃金だけを注目するのではなく、福利厚生条件、労働時間、多様性に対応した環境など、様々な観点で改善する項目は、この産業にはたくさんあります。各種商品小売業で働くすべての人が安定した生活、労働環境を維持、向上し、魅力ある産業にしていくことも、しっかり議論する場であると考えています。

今後も、この各種商品小売業最低賃金の審議会の場は必要だと考えています。今年4月には産業分類も見直しが行われ、各種商品小売業の対象となる事業所も大きく変わり、対象事業内容が変わりました。増えています。現在の岡山県各種商品小売業最低賃金の専門部会は、百貨店等、総合スーパーという構成になっていますが、新産業分類では、ドラッグストアやホームセンター、コンビニエンスストアなどが加わってきています。今後も各種商品小売業、流通業の特定最低賃金が必要と、労側委員としては考えています。新たな業種を加えた産業分類の特定最低賃金の新設に向けた準備を進めながら、関係労使で流通産業における適正賃金について議論をし続けていけたらと思っています。以上です。

益田会長

その他、労側委員で補足などはございませんか。

(意見なし)

益田会長

では、次に使側委員のご意見をお願いします。

山本委員

それではご報告させていただきます。

人口減少時代のなか、賃上げによる日本経済の成長を志向していくために、本会議での審議の結果、岡山県でも地域別最低賃金もプラス 50 円の上昇を決定しました。その結果、おそらく初めてかもしれませんが、岡山県の各種商品小売業の特定最賃が、地域別最賃を下回ることとなった昨年に続いて、今年 2 年連続で特定最賃が地域別最賃を下回る実態となりました。

昨年に、本年の地域別最賃の上昇という予測を踏まえながら、すでに専門部会では、公労使により真摯な議論を行っており、その経緯を踏まえたうえで、本年の専門部会では審議を行いました。この地域別最低賃金を 2 年連続下回る事態を受け止め、特定最賃の優位性が急速に低下していることから、各種商品小売業における特定最賃については、「必要性なし」との専門部会使側委員としての結論となったことをご報告いたします。

次年度についても、専門部会による公労使での協議の場については、大変意義があると考えておりますので、しっかりと情勢を踏まえた検討を行ってまいりたいと思っております。以上です。

益田会長

その他、使側委員で補足などはございませんか。

(意見なし)

益田会長

全体として委員の皆様、何かご意見等はございますか。

(意見なし)

益田会長

それでは、この場では各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使のご意見を挙手により確認したいと思っております。特定最低賃金は労使のイニシアティブによるものと考えますので、公益委員は含まず、労使委員のみの挙手をお願いします。労使のご意見が一致しない場合は、全会一致の決議に至らず、改正決定の必要性なしという結論になります。

まず、岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、必要性ありと判断される方の挙手を求めます。

(労側委員 5 名が挙手)

益田会長 次に、岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、必要性なしと判断される方の挙手を求めます。

(使側委員 4 名が挙手)

益田会長 ただいまの結果、岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無については、全会一致に至らず、改正決定の必要性ありとはなりませんでした。

従いまして、ただ今の本審での審議結果を局長あて答申いたします。

事務局で答申文(案)を用意してください。

(答申文(案)を、各委員に配布し内容を確認してもらう)

益田会長 事務局で答申文(案)を読み上げてください。

三村室長 答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の代読)

益田会長 ただいまの答申文(案)について各委員の皆さんには、ご異議がありますか。

(異議なし)

益田会長 ご異議がないようですので、(案)を取り局長に答申することといたします。

(答申文を会長に手渡し、再度、内容を確認してもらう)

益田会長 番号は、「45号」です。

(会長より局長へ、答申文を手渡す)

益田会長 次に付議事項(2)特定最低賃金額審議について、事務局から説明してください。

三村室長 事務局より説明させていただきます。再度となりますが、資料1「特定最低賃金専門部会の審議状況(令和6年度)」をご覧ください。

今年度は、各種商品小売業を除く 6 業種において、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論を得て金額改正審議に移行しました。その後の審議において、耐火物製造業、鉄鋼業、電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の 5 業種につきましては、全会一致により引上げ金額の答申をいただきました。

一般機械器具製造業につきましては、公益委員見解に対し採決となり、使用者側委員が反対ではありましたが、賛成多数により、資料 3 の専門部会報告書のとおり結審いたしました。事務局からは以上です。

益田会長

ただいま事務局から、各種商品小売業を除く 6 業種の特定最低賃金専門部会の審議結果について説明がありました。

説明のとおり、一般機械器具製造業は、全会一致の議決に至らなかったとの報告書を部会長からいただいています。各委員には報告書の写しが配布されておりますが、改めまして一般機械器具製造業最低賃金専門部会の横山部会長から、審議経過について報告をお願いします。

横山部会長

それでは、部会長の横山から報告させていただきます。

一般機械器具製造業の専門部会では、必要性の有無について、労使で慎重に議論を行い、全会一致で「必要性あり」との結論を得て金額審議に移行しました。その後、金額審議を 3 回開催し、10 月 28 日に結審いたしました。

審議にあたっては、基礎調査結果等の関係資料、当該産業の岡山県内の現状、労使双方の意見等に基づいて議論が行われましたが、労使の間で一部意見の相違があり、意見の一致に至りませんでした。このため、公益委員見解として、引上げ額 49 円、引上げ後の特定最低賃金額 1,054 円を提示いたしました。

この公益委員見解に対して採決を行い、使用者側委員の出席者 3 名全員が反対ということで全会一致には至りませんでした。審議会令第 6 条第 6 項で準用される審議会令第 5 条第 3 項の規定により、過半数の委員、部会長を除く 8 名中 5 名の賛成で公益委員見解どおり決議されました。

よって、時間額 1,054 円、引上げ額 49 円をもって専門部会として報告書を提出することといたしました。

益田会長

ありがとうございました。

それでは事務局から報告文を読み上げてください。

- 三村室長 報告文を読み上げさせていただきます。
- ( 報告文の代読 )
- 益田会長 ただ今の報告について質疑・意見がありましたらお願いします。
- ( 意見なし )
- 益田会長 それでは、この報告に基づいて本審議会として答申することに賛否を求めることにしますが、よろしいですか。
- ( 同意する声 )
- 益田会長 賛成の方は、挙手をお願いします。
- ( 会長を除く公益委員 4 名、労側委員 5 名、合計 9 名が挙手 )
- 益田会長 反対の方は、挙手をお願いします。
- ( 使側委員 4 名が挙手 )
- 益田会長 それでは、「賛成」とした委員 9 名、「反対」とした委員 4 名で、過半数の委員が「賛成」ですので、報告書を基に答申いたします。事務局で答申文(案)を用意してください。
- ( 答申文(案)を、各委員に配布し内容を確認してもらう )
- 益田会長 答申文(案)の読み上げの前に、事務局から説明があります。
- 三村室長 事務局より一点説明させていただきます。
- 昨年、日本標準産業分類が改定され、本年 4 月 1 日付けで施行されました。この改定に伴い、「 」（カンマ）が「、」（読点）に改定されたため、一般機械器具製造業につきましても、答申文別紙から「 2 適用する使用者」の（ 1 4 ）「産業において管理、（カンマ）補助的経済活動」の間にある「カンマ」を「読点」に改めることとなります。事務局からは以上です。
- 益田会長 それでは、事務局で答申文（案）を読み上げてください。



三村室長

答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の代読)

益田会長

ただいまの答申文(案)について各委員の皆さんには、ご異議  
がありますか。

(異議なし)

益田会長

ご異議がないようですので、(案)を取り局長に答申すること  
といたします。

(答申文を会長に手渡し、再度、内容を確認してもらう)

益田会長

番号は、「46号」です。

(会長より局長へ、答申文を手渡す)

三村室長

答申を頂きましたので、局長よりご挨拶を申し上げます。

森實局長

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。  
また、本年度におきましても、特定最低賃金専門部会にお  
いて複数回にわたりご出席いただき、丁寧なご審議をいた  
だきまして、ありがとうございました。委員の皆様に変なご苦  
勞をおかけしましたが、皆様のご協力により6業種の特定最  
低賃金について金額改正の答申をいただくことができました。  
改めて感謝申し上げます。

今後、改正金額の発効に向けた事務手続きを早急に進めてま  
いります。

また、岡山県内の最低賃金を引き上げやすい環境整備に向け  
て、労働局における各種支援策等の周知と利用促進を一層取  
組んでまいります。今後とも引き続きのご理解とご協力を賜  
りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

益田会長

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、各専門部会で  
改正決定の必要性の有無の段階から、それぞれの産業の実情  
を踏まえて、丁寧かつ真摯に議論を行っていただきました。労  
使のイニシアティブによる意見調整が積極的に図られたと考  
えております。各専門部会の委員の皆様にご挨拶申し上げます。

益田会長 続きます、今後の審議日程について、事務局から説明して下さい。

三村室長 今後の審議日程について、御説明いたします。  
先ほど会長より岡山労働局長あて一般機械器具製造業最低賃金改正に係る答申をいただきましたので、本日異議の申出に係る公示を行います。公示期間は、11月26日(火)までとなります。

発効日につきましては、法定発効として最短で令和7年1月9日(木)となります。

また、これまでに全会一致で答申をいただきました「鉄鋼業」については、異議の申出はありませんでしたが、本日答申をいただきました一般機械を含む5業種については、現在、異議申出期間中にあります。異議の申出があれば審議会を開催することとなりますので、その場合は、改めて日程調整をさせていただきます。

益田会長 その他、事務局から何かありますか。

三村室長 特にございません。

益田会長 委員の皆様から、何かありますでしょうか。

(意見なし)

益田会長 それでは、これをもちまして、第511回岡山地方最低賃金審議会を終わります。  
お疲れ様でございました。